

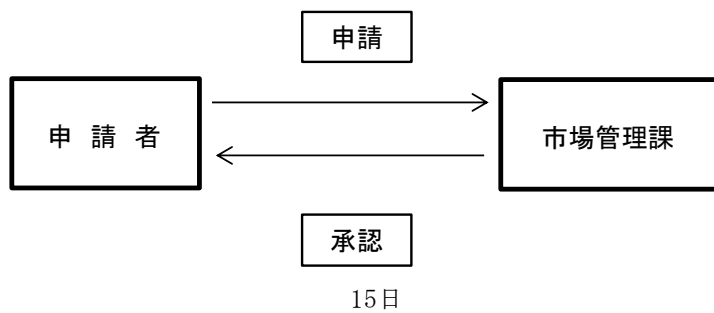
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	仲卸業者の本市の区域内での店舗販売等の承認	
処 分 の 概 要	仲卸業者の本市の区域内での店舗販売等の承認を行うもの	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第51条第4項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標準処理期間	計	15日
審査基準		
未設定		
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (仲卸業者の業務の規制等) 第51条</p> <p>4 仲卸業者は、本市の区域内において、店舗を設置し、取扱品目に属する物品の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、承認申請書をあらかじめ市長に提出してその承認を受けなければならない。当該申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>6 市長は、第4項の申請書の提出があった場合において、健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、第79条に規定する審議会に意見を聴き、仲卸業者に対し、指導又は助言をすることができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。